

第3章 子ども・子育て支援法に基づく都道府県計画

本計画（大阪府子ども総合計画）は、子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画としての性格を有しています。この章では、子ども・子育て支援法に基づき国が示した基本的な指針において、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に記載すべきとされている事項について記載しています。

1. 区域の設定

基本的な指針において、都道府県における小学校就学前の子どもの教育・保育の量の見込み及びその提供体制を定める単位となる区域（都道府県設定区域）を定めることとされています。

大阪府における区域については、幼稚園、保育所、認定こども園における市町村をまたがる広域利用や近隣市町村による共同事務処理の状況を踏まえ、1号、2号、3号認定共通で、大阪府と市町村で設けている圏域会議のブロック割（7ブロック）を大阪府の都道府県設定区域とします。

ただし、区域をまたがる利用を妨げるものではなく、幼稚園、保育所、認定こども園の認可・認定にあたって十分に配慮します。

大阪府が設定する都道府県設定区域(1～3号認定共通)

(大阪府が行う幼稚園、保育所、認定こども園の認可・認定にかかる需給調整の判断基準となる区域)

1	大阪市	大阪市
2	堺市	堺市
3	北摂	池田市、箕面市、能勢町、豊能町、豊中市、吹田市、高槻市、島本町、茨木市、摂津市
4	北河内	枚方市、寝屋川市、交野市、四條畷市、大東市、門真市、守口市
5	中河内	東大阪市、八尾市、柏原市
6	南河内	松原市、藤井寺市、羽曳野市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
7	泉州	高石市、泉大津市、和泉市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町

2. 教育・保育の量の見込み及びその提供体制の確保

大阪府の都道府県設定区域における教育・保育の量の見込み及びその提供体制については、府内市町村が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画で定めた教育・保育の量の見込み及びその提供体制を集計したものとします。

次ページ（1）教育・保育の量の見込み及びその提供体制は、市町村データ集計途中の数値です

(1) 教育・保育の量の見込み及びその提供体制

区域	年度	1号認定及び2号認定 (3～5歳児)				3号認定 (1～2歳児)		3号認定 (0歳児)	
		量の見込み			確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
		1号認定	2号認定	計					
大阪市	2年度	15,488	42,036	57,524	77,255	22,018	24,749	4,383	6,297
	3年度	15,049	42,417	57,466	77,816	22,698	25,278	4,610	6,455
	4年度	14,706	42,824	57,530	78,020	23,132	25,580	4,809	6,551
	5年度	14,481	43,216	57,697	78,418	23,614	25,970	5,041	6,622
	6年度	14,381	43,751	58,132	78,680	24,075	26,333	5,284	6,702
堺市	2年度	11,372	10,390	21,762	23,597	5,795	5,871	1,212	1,579
	3年度	11,057	10,745	21,802	23,947	5,783	6,224	1,224	1,656
	4年度	10,751	11,077	21,828	24,064	5,842	6,155	1,237	1,673
	5年度	10,453	11,318	21,771	24,146	5,907	6,456	1,254	1,682
	6年度	10,163	11,582	21,745	24,296	5,983	6,580	1,273	1,703
北摂	2年度	26,591	19,135	45,726	54,241	14,514	13,716	3,303	3,431
	3年度	25,971	19,380	45,351	54,703	14,687	14,061	3,335	3,500
	4年度	25,237	19,415	44,652	54,426	14,912	14,331	3,371	3,502
	5年度	24,541	19,554	44,095	54,916	15,150	14,633	3,398	3,538
	6年度	24,152	19,725	43,877	55,239	15,150	14,857	3,429	3,538
北河内	2年度	10,282	13,513	23,795	31,554	7,995	8,192	2,584	2,836
	3年度	9,819	13,533	23,352	31,551	7,388	8,299	2,592	2,853
	4年度	9,345	13,492	22,837	31,450	8,177	8,393	2,595	2,858
	5年度	8,971	13,461	22,432	31,478	8,135	8,417	2,579	2,858
	6年度	8,824	13,329	22,153	31,399	8,045	8,434	2,545	2,858
中河内	2年度	7,196	9,480	16,676	7,756	5,558	2,509	1,270	544
	3年度	7,044	9,455	16,499	7,753	5,599	2,572	1,272	550
	4年度	6,863	9,384	16,247	7,753	5,670	2,686	1,275	550
	5年度	6,708	4,290	10,998	7,753	5,683	2,801	1,275	568
	6年度	6,637	4,290	10,927	7,259	5,680	2,801	1,276	568
南河内	2年度	6,262	26,198	32,460	33,274	4,048	3,832	1,060	1,154
	3年度	6,003	21,125	27,128	29,321	4,011	3,895	1,029	1,173
	4年度	5,744	17,229	22,973	18,777	3,990	3,942	754	1,228
	5年度	5,547	13,376	18,923	14,888	3,920	3,896	866	1,066
	6年度	5,390	9,726	15,116	11,286	3,848	3,891	839	1,088
泉州	2年度	10,558	10,689	21,247	23,617	6,018	4,799	1,293	1,388
	3年度	10,096	10,449	20,545	22,634	6,068	4,910	1,226	1,362
	4年度	9,648	10,161	19,809	22,742	6,203	4,994	1,232	1,434
	5年度	9,377	10,161	19,538	22,884	6,160	5,144	1,260	1,472
	6年度	9,135	10,173	19,308	22,983	6,090	5,255	1,256	1,496
府内 全域	2年度	87,749	131,441	219,190	251,294	65,946	63,668	15,105	17,229
	3年度	85,039	127,104	212,143	247,725	51,562	65,239	15,288	17,549
	4年度	82,294	123,582	205,876	237,232	67,926	66,081	15,273	17,796
	5年度	80,078	115,376	195,454	234,483	68,569	67,317	15,673	17,806
	6年度	78,682	112,576	191,258	231,142	68,871	68,151	15,902	17,953

(2) 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数

基本的な指針において、認定こども園への移行促進のため、都道府県設定区域における特定教育・保育施設が供給する利用定員総数が量の見込みとして必要とされる利用定員総数を超えていたとしても、量の見込みとして必要とされる利用定員総数に「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数」を加えることで、認定こども園の認可・認定をすることができると示されています。

この「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数」について、政令市・中核市については各市の子ども・子育て支援事業計画において定めることになっています。したがって、大阪府で定める数は、政令市・中核市を除いた市町村の数となります。

なお、大阪府における「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数」は、認定こども園への移行促進を図るため、政令市・中核市を除く府内市町村が「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数」として設定を希望する数を集計したものです。

大阪府における「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数」

(令和2年度から令和6年度までの5年間における数)

区域	1号認定	2号認定	3号認定
北摂(高槻市・豊中市を除く)			
北河内(枚方市を除く)			
中河内(東大阪市を除く)			
南河内			
泉州			
大阪府で定める数			

(参考)政令市・中核市を含む大阪府全体として定める数

区域	1号認定	2号認定	3号認定
大阪府(再掲)			
大阪市			
堺市			
東大阪市			
高槻市			
豊中市			
枚方市			
大阪府全体として定める数			

上記2表は市町村からの数値を集計作業中

3. 教育・保育の一体的提供及びその推進体制

(1) 認定こども園の目標設置数及び設置時期

2の(2)で示す「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数」を踏まえ、大阪府の都道府県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期は次のとおりとします。

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
大阪市	幼保連携型					
	それ以外					
	計					
堺市	幼保連携型					
	それ以外					
	計					
北摂	幼保連携型					
	それ以外					
	計					
北河内	幼保連携型					
	それ以外					
	計					
中河内	幼保連携型					
	それ以外					
	計					
南河内	幼保連携型					
	それ以外					
	計					
泉州	幼保連携型					
	それ以外					
	計					
府内全域	幼保連携型					
	それ以外					
	計					

上記の表は集計作業中

(2) 大阪府の認定こども園の普及に係る基本的な考え方

基本的な指針において、認定こども園の普及に係る基本的な考えを都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で示すこととされています。

大阪府としては、認定こども園の新たな設置や幼稚園・保育所からの移行促進を図っていくことが重要と考えています。このようなことから、大阪府としては、認定こども園の新規設置を検討している事業者や既存の幼稚園や保育所に対し、認可・認定の基準等についてきめ細かく情報提供し、円滑な設置・移行ができるよう、市町村と一体となって支援していきます。

(3) 幼稚園教諭、保育士、保育教諭の合同研修に対する支援等の都道府県が行う必要な支援に関する事項

幼稚園教諭、保育士、保育教諭等を対象とした「幼保連携型認定こども園等研修」、「幼児教育フォーラム」、「幼稚園教育理解推進事業大阪府協議会」、「就学前人権教育研修」などの合同研修を実施し、教育・保育の質の向上を図ります。

(4) 教育・保育の役割提供の必要性等に係る基本的な考え方及びその推進方策

大阪府・大阪府教育委員会では、平成31年4月に「幼児教育推進指針」を策定しており、本事業計画においても、この指針で示す基本的な考え方の推進に取り組んでいきます。

「幼児教育推進指針」における基本的な考え方

<基本理念>

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。子どもは、生活や遊び等の具体的な活動を通して生きる力の基礎となる心情、意欲が育ち、習慣や態度を身に付ける。人間としての発達や社会の変化に主体的に対応し得る能力の育成等を図る上で、この時期に児童期、青年期の健やかな成長・発達を実現するための基盤として、「他者への基本的信頼感」、「自律性」、「自発性」を培う必要がある。

幼児期にこれらの力を培い、子ども一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され、それぞれの個性や能力を活かしていくため、子どもの最善の利益を念頭に置き、発達に応じた様々な体験や多様な人との交流を一層推進していく必要がある。

そのため、子どもの育ちに直接影響を与える幼稚園・保育所・認定こども園等が、それぞれの教育機能等を高め、市町村をはじめ、地域・家庭が協働することにより、子どもの主体的な活動や豊かな育ちと学びの充実をめざすことが重要である。

「他者への基本的信頼感を培う」

子どもは、大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることにより、情緒が安定するとともに、他者への信頼感を持つ。そして、身近な環境に興味や関心を持ち、自発的に働きかけるようになるなど、次第に自我が芽生える。

また、子どもは、大人との信頼関係をもとにして、子どもどうしの関係を持つようになる。この相互の関わりを通じて、身体的な発達及び知的な発達とともに、豊かな人権感覚の基礎となる自己肯定感や他人を大切にすること、生命の尊さに対する感性を育成し、基礎的な人間関係の形成に必要な資質を培っていくようになる。

「自律性を培う」

子どもは、発達状況や生活リズムにあわせて、自ら基本的な生活習慣を身に付けていこうとし、自分で自分を律することに喜びを感じ、自信を持つ。その過程を周囲の大人たちが励まし、支援することにより、子どもは活動の達成感から自分の力に対して自信を持ち、自律性を得ていくようになる。

「自発性を培う」

子どもは、様々な活動を通して自信を持つことにより、自己主張をすることができるようになり、自発性が生まれてくる。また、子ども自身の興味・関心に基づく自発的な活動が他者から肯定的に評価されることにより、自尊感情が高まり、意欲的に物事に取り組むようになる。

<基本方向>

①幼稚園・保育所・認定こども園等の教育機能の充実

幼稚園・保育所・認定こども園等は、幼児教育を担う機関としての役割を有している。教育・保育内容については「幼稚園教育要領」や「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき整合性が図られており、育みたい資質・能力の三つの柱である「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」を一体的に育むよう努めるとともに、今後一層、それぞれの内容の充実を図るとともに、互いに連携して、情報や課題を共有することが重要である。

そのため、教育課程の編成及び保育の計画の作成にあたっては、「幼稚園教育要領」や「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に示された新たな内容や留意事項を踏まえ、子ども一人ひとりが主体的に活動し、人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育むよう、教育・保育環境を構成する必要がある。加えて、園内・園外研修の充実や自己評価等の推進を図るなど、教育機能の充実に向けて取り組むことが重要である。

また、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実に向けて、幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続のための連携として、授業や学校行事での小学生との交流については多くの幼稚園・保育所・認定こども園等で実施されているところであるが、幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有する等して、教育課程の編成及び保育の計画の作成について意見交換を行うなど今後さらなる取組みが望まれる。

②家庭・地域における教育力の向上

家庭は「子どもの学び・育ちの原点」である。とりわけ、子どもは、保護者の愛情を基盤とした安心感を持つことにより、他者を信じ、自分自身の生命や価値を実感することができるようになる。

しかしながら、社会の急激な変化等により、地域における人間関係の希薄化や家庭教育力の低下が問題視され、家庭教育（子育て）に不安や負担感を感じる保護者が約7割にのぼることから、あらためて、保護者が自信と責任を持って家庭教育に取り組むことができる環境を整備し、機運を醸成することが重要である。

さらに、子どもの豊かな育ちを支えるためには、社会情動的スキルやいわゆる非認知的能力を幼児期に身に付けることの重要性を踏まえ、幼稚園・保育所・認定こども園等での体験が家庭や地域での生活に活かされ、また、家庭や地域で子どもが経験したことが幼稚園・保育所・認定こども園等での生活に活かされていくことが重要である。

そのため、市町村には地域における家庭教育支援体制を構築することが求められており、府としては市町村における多様な学習・交流機会が提供されるよう支援する。

また、子どもたちの生きる力を育むとともに、学ぶ力の向上をめざして、学校・家庭・地域が一体となった「教育コミュニティ」づくりの一層の推進が必要である。幼稚園・保育所・認定こども園等は、地域における幼児教育機能としての役割や子育て家庭を支援する拠点としての役割を担うという観点から、子育て相談や園庭開放等、保護者の育ちの場と地域における交流の場としての機能を高めていくことが重要である。

その際、幼稚園・保育所・認定こども園等は、家庭や市町村、保育や子育て支援に関わる地域の機関及び団体と密接な連携・協力を図り、地域の自然、人材、行事、施設などの資源を積極的に活用し、子どもの生活体験がより充実したものとなるよう配慮することが求められる。

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及びその提供体制の確保

子ども・子育て支援法で、市町村は一時預かりや放課後児童クラブといった地域子ども・子育て支援事業を実施することになっています。

次のページで示しているものは、府内市町村が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画において定めた地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及びその提供体制を、大阪府の都道府県設定区域ごとに集計したものです。

なお、放課後等の子どもの居場所については、国が策定する「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、「待機児童」を解消するとともに、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、教育庁と福祉部が協力し、次により、市町村における一体型を中心とした放課後児童クラブ及びおおさか元気広場の円滑な取組促進を図っていきます。

- ・大阪府が実施する放課後児童クラブ及びおおさか元気広場に対する研修への支援員・ボランティアの相互参加の促進
- ・一体型の放課後児童クラブ及びおおさか元気広場の実施にあたり、教育庁と福祉部とで推進委員会を設置し、協議を行う。

次ページ以降80ページまでの3表は、市町村データ集計途中の数値です

区域	年度	利用者支援事業		時間外保育事業		放課後児童健全育成事業	
		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
		(か所)	(か所)	(人)	(人)	(人)	(人)
大阪市	2年度	24	24	16,696	20,340	48,046	48,046
	3年度	24	24	17,251	20,789	47,783	47,783
	4年度	24	24	17,696	20,998	47,641	47,641
	5年度	24	24	18,134	21,294	47,392	47,392
	6年度	24	24	18,565	21,491	46,948	46,948
堺市	2年度	15	15	7,720	0	12,625	12,625
	3年度	15	15	7,570	0	13,556	13,556
	4年度	15	15	7,430	0	14,498	14,498
	5年度	15	15	7,280	0	15,516	15,516
	6年度	15	15	7,190	0	16,365	16,365
北摂	2年度	30	30	14,614	20,237	21,745	19,762
	3年度	31	31	14,544	20,475	22,327	20,394
	4年度	31	31	14,483	20,693	23,039	21,076
	5年度	31	31	14,503	20,828	23,527	21,618
	6年度	31	31	14,546	21,049	23,649	21,880
北河内	2年度	16	17	11,741	12,595	12,752	12,787
	3年度	16	17	11,728	12,589	12,861	12,986
	4年度	16	17	11,693	12,562	13,066	13,274
	5年度	16	17	11,657	12,534	13,194	13,481
	6年度	15	16	11,498	11,197	13,193	13,594
中河内	2年度	8	4	9,052	4,142	9,180	5,093
	3年度	8	4	8,963	4,221	9,248	5,189
	4年度	8	4	8,888	4,271	9,308	5,270
	5年度	8	4	8,802	4,321	9,380	5,460
	6年度	8	4	8,727	4,371	9,449	5,660
南河内	2年度	13	13	7,634	8,366	5,745	5,844
	3年度	13	13	7,124	7,805	5,571	5,840
	4年度	13	13	6,999	7,657	5,715	5,808
	5年度	13	13	6,887	7,498	5,660	5,755
	6年度	13	13	6,775	7,380	5,526	5,642
泉州	2年度	19	18	8,584	7,266	9,396	7,813
	3年度	19	18	8,545	7,259	9,343	7,924
	4年度	19	18	8,564	7,298	9,229	7,974
	5年度	19	18	8,760	7,531	9,086	8,037
	6年度	19	18	8,917	7,696	8,835	8,020
府内 全域	2年度	125	121	76,041	72,946	119,489	111,970
	3年度	126	122	75,725	73,138	120,689	113,672
	4年度	126	122	75,753	73,479	122,496	115,541
	5年度	126	122	76,023	74,006	123,755	117,259
	6年度	125	121	76,218	73,184	123,965	118,109

区域	年度	病児保育事業		地域子育て支援拠点事業		子育て短期支援事業 (ショートステイ)	
		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
		(人日)	(人日)	(人回)	(か所)	(人日)	(人日)
大阪市	2年度	43,157	43,157	469,506	141	1,230	1,230
	3年度	43,275	43,275	463,076	141	1,232	1,232
	4年度	43,208	43,208	453,085	141	1,218	1,218
	5年度	43,234	43,234	445,231	141	1,227	1,227
	6年度	43,360	43,360	437,751	138	1,227	1,227
堺市	2年度	3,743	3,743	161,935	45	246	246
	3年度	3,668	3,668	161,237	45	242	242
	4年度	3,600	3,600	160,745	45	237	237
	5年度	3,526	3,526	157,631	45	232	232
	6年度	3,481	3,481	154,311	45	229	229
北摂	2年度	66,253	62,296	575,098	99	1,018	969
	3年度	67,325	62,931	573,915	100	1,011	964
	4年度	67,972	64,373	575,299	104	1,005	959
	5年度	68,700	65,521	574,528	104	999	954
	6年度	69,672	66,083	574,995	104	997	952
北河内	2年度	18,979	32,202	408,798	51	1,025	1,025
	3年度	18,763	32,243	404,573	51	1,027	1,027
	4年度	18,440	32,181	400,045	52	1,028	1,028
	5年度	18,182	32,142	392,821	53	1,029	1,029
	6年度	17,975	32,111	385,903	54	1,032	1,032
中河内	2年度	10,371	8,040	141,771	26	1,318	260
	3年度	10,336	8,040	139,604	26	1,288	260
	4年度	10,304	8,040	133,857	26	1,284	260
	5年度	10,270	8,040	131,052	26	1,254	260
	6年度	10,245	8,040	131,101	26	1,223	260
南河内	2年度	11,598	13,499	179,171	48	202	308
	3年度	11,654	12,766	177,100	48	202	304
	4年度	11,498	13,325	175,492	48	201	301
	5年度	11,334	13,202	173,008	48	201	297
	6年度	11,211	13,112	171,348	48	201	297
泉州	2年度	8,009	8,549	194,887	37	423	377
	3年度	7,810	8,398	190,684	37	417	376
	4年度	7,640	8,263	191,023	37	411	374
	5年度	6,602	8,098	186,952	37	406	372
	6年度	7,270	7,959	183,240	38	404	372
府内 全域	2年度	162,110	171,486	2,131,166	447	5,462	4,415
	3年度	162,831	171,321	2,110,189	448	5,419	4,405
	4年度	162,662	172,990	2,089,546	453	5,384	4,377
	5年度	161,848	173,763	2,061,223	454	5,348	4,371
	6年度	163,214	174,146	2,038,649	453	5,313	4,369

区域	年度	一時預かり事業 (幼稚園の在園児)		一時預かり事業 (幼稚園の在園児以外)		ファミリー・サポート・センター 事業(就学児のみ)	
		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
		(人日)	(人日)	(人日)	(人日)	(人日)	(人日)
大阪市	2年度	1,132,933	1,132,933	107,241	107,241	3,438	3,438
	3年度	1,100,777	1,100,777	107,640	107,640	3,435	3,435
	4年度	1,075,687	1,075,687	107,279	107,279	3,438	3,438
	5年度	1,059,313	1,059,313	107,296	107,296	3,428	3,428
	6年度	1,051,824	1,051,824	107,411	107,411	3,404	3,404
堺市	2年度	128,600	128,600	23,036	23,036	7,642	7,642
	3年度	124,300	124,300	21,781	21,781	7,479	7,479
	4年度	120,300	120,300	20,626	20,626	7,299	7,299
	5年度	116,800	116,800	19,551	19,551	7,157	7,157
	6年度	116,300	116,300	18,558	18,558	6,959	6,959
北摂	2年度	956,172	1,196,401	160,174	177,303	10,305	9,740
	3年度	943,994	1,207,371	158,772	178,591	10,263	9,756
	4年度	925,610	1,218,933	157,873	178,961	10,239	9,781
	5年度	912,755	1,218,933	157,174	181,972	10,149	9,759
	6年度	907,559	1,232,181	157,064	183,532	10,094	9,740
北河内	2年度	481,079	537,763	52,667	90,278	5,668	5,753
	3年度	478,483	537,899	51,691	90,310	5,668	5,761
	4年度	474,064	537,776	50,818	90,251	5,699	5,791
	5年度	474,163	538,526	50,060	90,275	5,718	5,824
	6年度	474,122	539,447	49,386	89,800	5,681	5,794
中河内	2年度	206,945	127,000	90,468	8,000	1,793	2,025
	3年度	203,548	127,000	89,353	8,000	1,779	2,025
	4年度	200,618	127,000	87,174	8,000	1,769	2,025
	5年度	197,843	127,000	84,882	8,000	1,757	2,025
	6年度	195,567	127,000	82,465	8,000	1,748	2,025
南河内	2年度	165,344	160,130	41,694	30,503	1,823	1,934
	3年度	170,787	171,917	40,690	30,128	1,794	1,908
	4年度	165,798	169,619	40,081	29,799	1,762	1,879
	5年度	161,562	166,516	39,098	27,132	1,744	1,864
	6年度	158,940	165,047	38,102	26,631	1,684	1,810
泉州	2年度	294,704	385,393	33,463	14,341	4,069	7,390
	3年度	242,570	383,867	32,907	14,130	3,987	7,315
	4年度	233,368	381,339	32,456	13,950	3,908	7,243
	5年度	231,327	379,225	31,980	13,769	3,864	7,206
	6年度	228,791	377,578	31,581	13,580	3,779	7,127
府内 全域	2年度	3,365,777	3,668,220	508,743	450,702	34,738	37,922
	3年度	3,264,459	3,653,131	502,834	450,580	34,405	37,679
	4年度	3,195,445	3,630,654	496,307	448,866	34,114	37,456
	5年度	3,153,763	3,606,313	490,041	447,995	33,817	37,263
	6年度	3,133,103	3,609,377	484,567	447,512	33,349	36,859

区域	年度	乳児家庭全戸 訪問事業	養育支援訪問 事業	妊産婦健診	子どもを守るための 地域ネットワーク 機能強化事業	実費徴収に伴う 補足給付事業	多様な主体の 参入促進事業
		量の見込み	量の見込み	量の見込み	実施	実施	実施
		(人)	(人)	(人回)	市町村数	市町村数	市町村数
大阪市	2年度	19,854	1,433	277,694	1	1	1
	3年度	19,938	1,526	278,781	1	1	1
	4年度	19,865	1,624	277,769	1	1	1
	5年度	19,939	1,735	278,727	1	1	1
	6年度	20,049	1,858	280,076	1	1	1
堺市	2年度	6,283	73	100,528	0	1	1
	3年度	6,173	72	98,768	0	1	1
	4年度	6,054	71	96,864	0	1	1
	5年度	5,929	69	94,864	0	1	1
	6年度	5,793	68	92,688	0	1	1
北摂	2年度	14,308	1,968	185,207	6	7	4
	3年度	14,271	1,973	184,784	6	7	4
	4年度	14,260	1,974	185,099	6	7	4
	5年度	14,256	1,979	184,662	6	7	4
	6年度	14,261	1,982	184,941	6	7	4
北河内	2年度	7,425	1,158	94,312	6	5	3
	3年度	7,250	1,162	91,996	6	5	3
	4年度	7,107	1,163	89,988	6	5	3
	5年度	6,963	1,164	88,161	6	5	3
	6年度	6,863	1,165	86,533	6	5	3
中河内	2年度	5,724	119	86,893	2	2	2
	3年度	5,579	119	84,809	2	2	2
	4年度	5,435	119	82,541	2	2	2
	5年度	5,283	119	80,295	2	2	2
	6年度	5,138	119	78,011	2	2	2
南河内	2年度	4,123	597	40,153	6	4	2
	3年度	4,012	597	39,175	6	4	2
	4年度	3,905	597	38,193	6	4	2
	5年度	3,793	597	37,201	6	4	2
	6年度	2,546	597	36,593	6	4	2
泉州	2年度	5,259	1,465	68,308	7	6	0
	3年度	5,148	1,421	66,729	7	6	0
	4年度	5,026	1,369	65,106	7	6	0
	5年度	4,905	1,338	63,546	7	6	0
	6年度	4,791	1,313	62,005	7	6	0
府内 全域	2年度	62,976	6,813	853,095	28	26	13
	3年度	62,371	6,870	845,042	28	26	13
	4年度	61,652	6,917	835,560	28	26	13
	5年度	61,068	7,001	827,456	28	26	13
	6年度	59,441	7,102	820,847	28	26	13

5. 教育・保育、子育て支援事業にかかる従事者の確保及び資質の向上

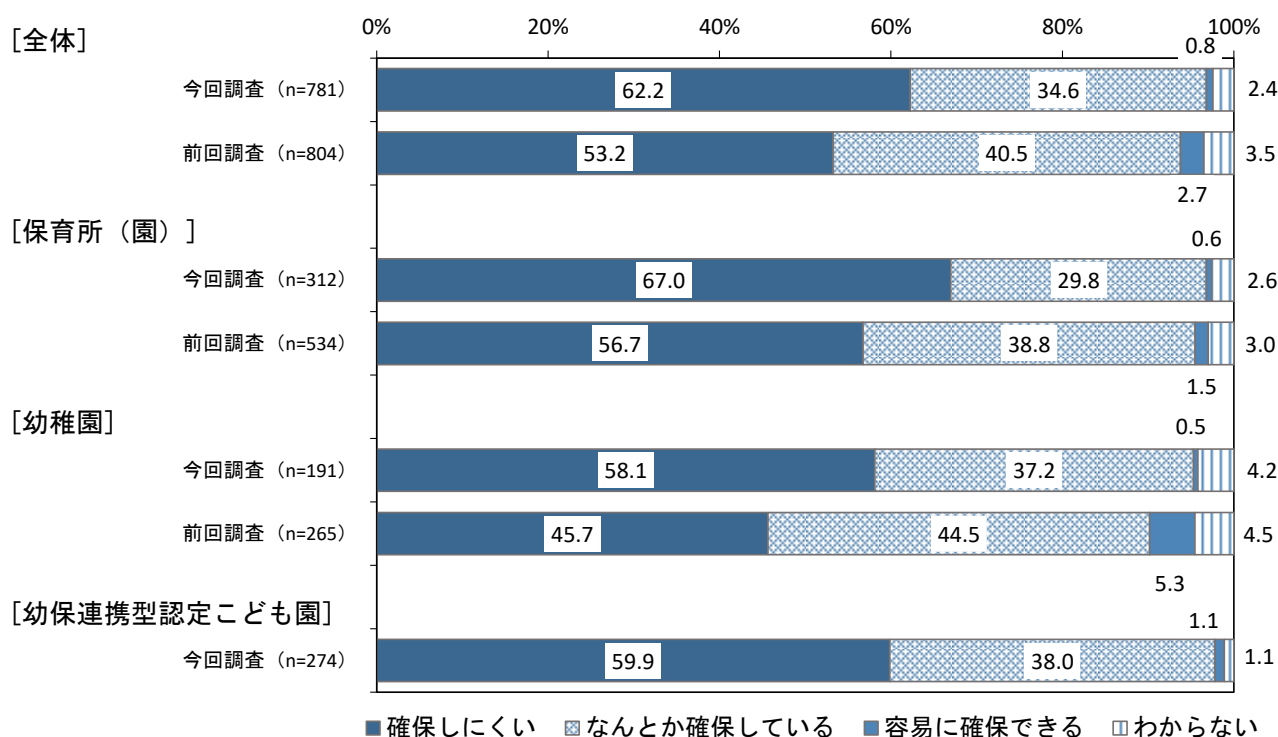
(1) 教育・保育を行う者の確保及び資質の向上

① 保育士等確保にかかる実態

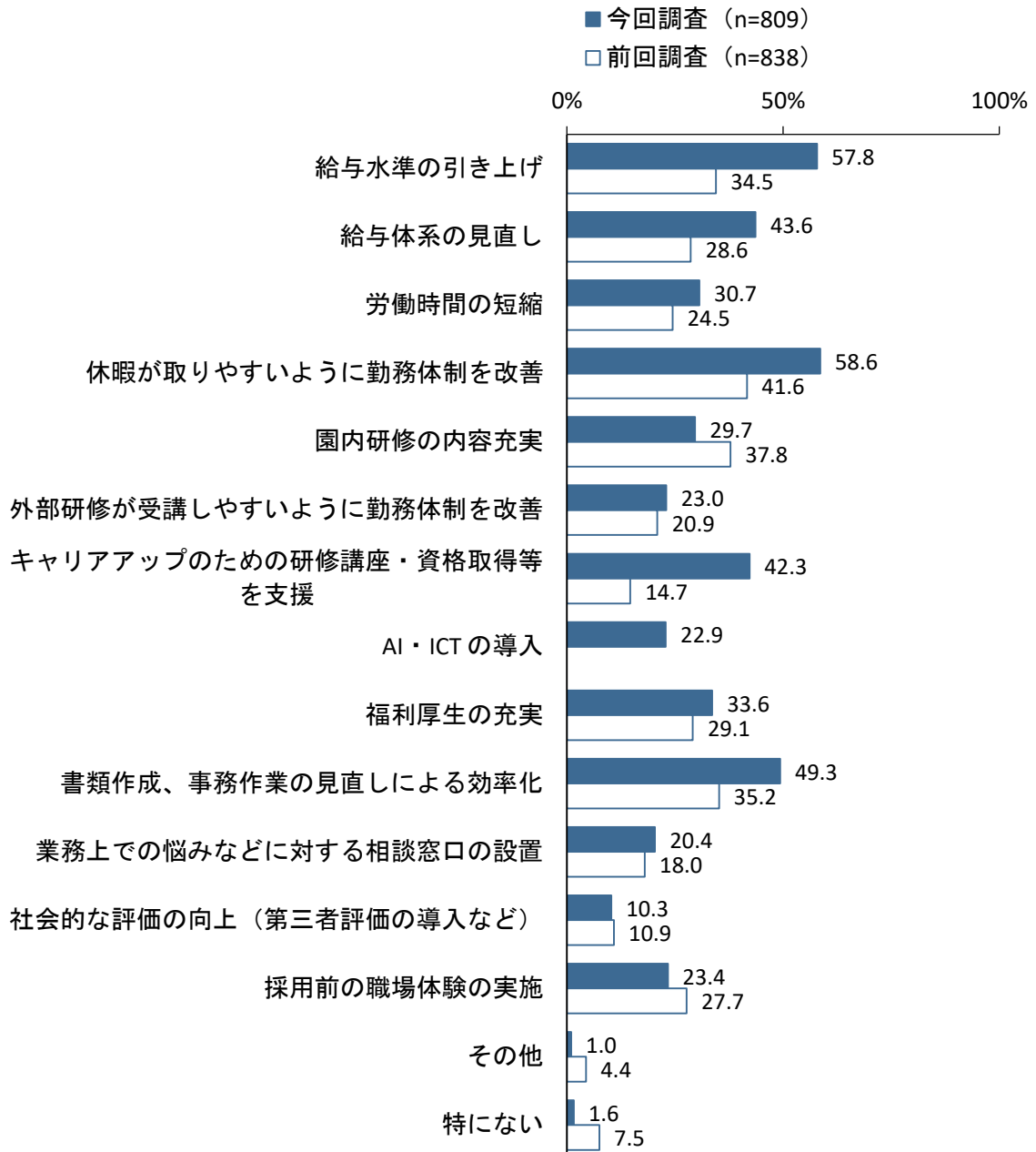
大阪府では、令和元年6月に「大阪府内における保育士等確保のための実態調査」を実施しました。

人材確保の状況は一層厳しくなっていますが、各施設において、人材確保や離職防止について様々な取組がされています。

【人材確保の現状 人材確保全般】

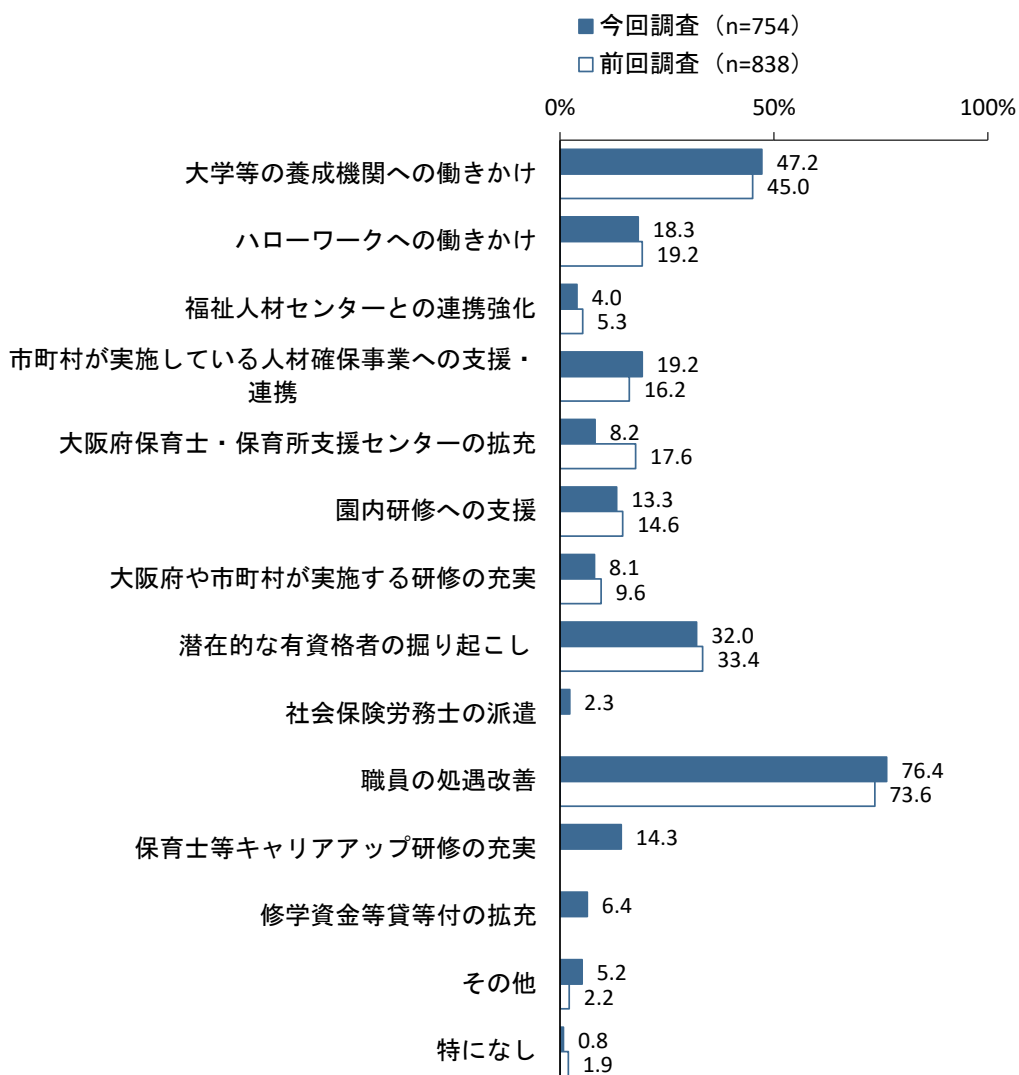


【人材確保や離職防止のための取り組み】

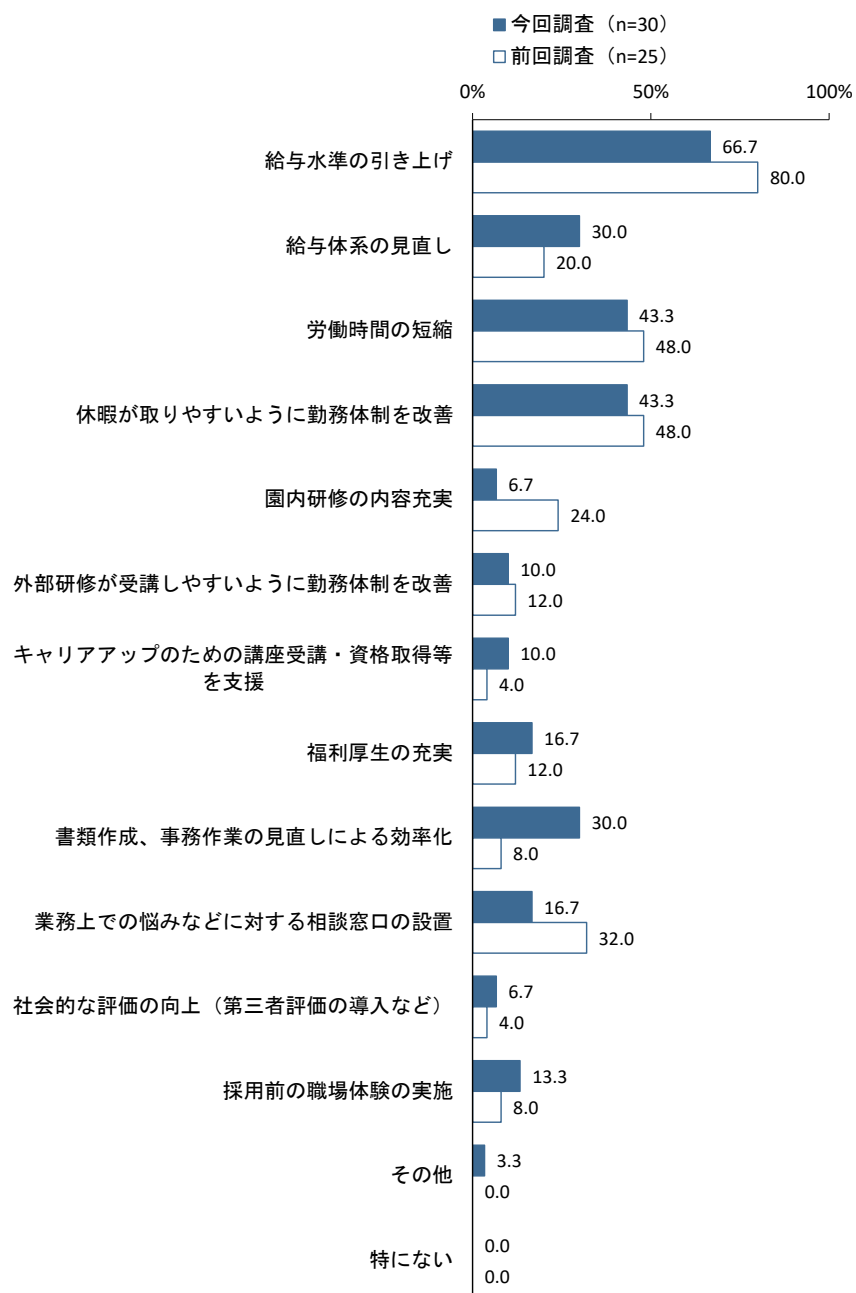


また、人材を確保するために希望する支援は以下のとおりとなっています。

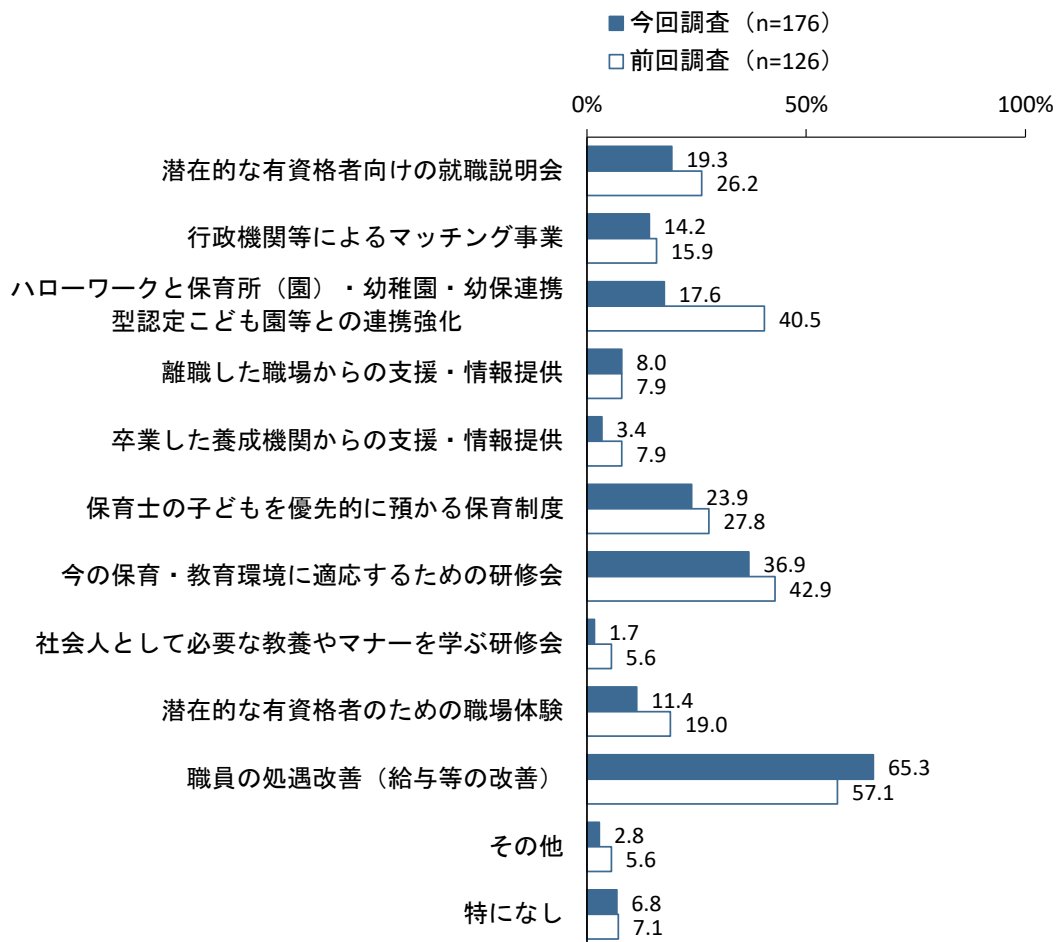
【人材確保や離職防止のために大阪府に希望する支援】



【学生が継続して働くために実施した方がよいと考えること】



【潜在保育士から見た再就職する際に有効と考える支援】



② 教育・保育を行う者の見込み数

平成26年10月の内閣府・文部科学省・厚生労働省の「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に記載する特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数の算出のためのワークシート」により算出した結果は下記のとおりであり、平成29年度に最大約1500人の保育教諭・保育士数が不足する見込みです。

現在、集計中の市町村データの数値に基づき算出

ア) 供給面（大阪府における現状の職員数からみて将来的に従事しているであろう従事者数）

（単位：人）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
保育教諭					
保育士					
幼稚園教諭					
保育従事者等					

イ) 供給から需要（実態に応じた数※）を差し引いた数

（単位：人）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
保育教諭					
保育士					
幼稚園教諭					
保育従事者等					

③ 教育・保育を行う者の養成及び就業の促進

教育・保育を行う者の養成及び就業の促進に向け、次のように取り組んでいきます。

ア) 保育教諭や保育士の確保

・ 幼保連携型認定こども園で教育・保育を行う保育教諭の確保

認定こども園法附則第5条に定める保育教諭等の資格の特例に係る経過措置期間は同改正法施行後5年間（平成31年度末）から10年間（令和6年度末）に延長されました。幼保連携型認定こども園での保育教諭の確保に向け、資格併有（幼稚園教諭の保育士資格取得及び保育士の幼稚園教諭免許状取得）を促進する「保育教諭確保のための資格等取得支援事業」に取り組み対象職員の経過措置期間中の併有を目指します。

・ 保育士・保育所支援センター事業

保育士資格を有しているが、保育所等で就労していない、いわゆる潜在保育士を対象とした就職相談、復職応援セミナーや職場体験等を実施する「保育士・保育所支援センター事業」を推進。潜在保育士の就職・復職を支援するとともに、市町村やハローワーク等と連携し、保育人材確保に取り組みます。

・「国家戦略特別区域限定保育士試験」の実施

実技試験による通常試験と同時に、保育実技講習会による地域限定保育士試験を実施することにより、受験者に多様な選択肢を提供し、府内における新たな保育士資格取得者を増やします。

イ) 従事者の定着等に向けた取り組み

保育支援者の活用により保育士の負担軽減を図る保育体制強化事業や保育士の専門性向上や人材の安定的な確保のための研修事業などを実施する市町村を支援します。

また、施設型給付等においては、処遇改善等加算の拡充などの更なる見直しにより、従事者の定着・確保を目的とした職員給与の一層の改善に取り組みます。

【確保見込み数】

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
毎年度取組数					
翌年度に反映される確保数					
累計数					

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
保育教諭					
保育士					
幼稚園教諭					
保育従事者等					

現在、集計作業中

④ 教育・保育を行う者の資質向上

保育教諭、幼稚園教諭、保育士等を対象とした「幼保連携型認定こども園等研修」、「幼児教育フォーラム」、「幼稚園教育理解推進事業大阪府協議会」、「就学前人権教育研修」などの合同研修を実施します。また、他機関主催の保育研修の周知や、市町村で実施する保育研修などを支援することにより、教育・保育の質の向上を図ります。

これら研修について、担当部局課間で連携を図り、計画的に実施することにより、教育・保育にかかる人材の質の向上を図ります。

また、放課後児童健全育成事業については、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年 4 月 30 日厚生労働省令第 63 号）に基づき、府において研修等を実施し放課後児童支援員の資格認定を行うとともに同支援員の質の向上に努めるほか、市町村で実施する研修などの支援

に努めることにより、放課後児童健全育成事業に従事する者の質の向上を図ります。

⑤幼児教育アドバイザーの育成とフォローアップ

「幼児教育アドバイザー」育成プログラムに基づき認定した幼児教育アドバイザーが、地域の園所で園内研修を通して幼児教育の質の向上を担います。

また、実践型のフォローアップ園内研修支援とともに集合型支援メニューを実施し、幼児教育アドバイザーの質の向上を図ります。

⑥幼児教育センターによる幼児教育の推進及び体制の充実

大阪府幼児教育センターは、幼児教育推進指針を踏まえ、幼児教育の主たる担い手である市町村や設置者の理解と協力を得ながら、幼児教育に携わる教職員の資質の向上や、幼児教育と小学校教育の円滑な接続など、幼児教育の振興・充実に向けて取組みます。「教職員研修」「調査研究」「情報提供」の3つの機能を果たすとともに、大阪府域内の幼児教育をつなぐ役割を担いながら、幼児教育の推進体制の充実を図ります。

6. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策

基本的な指針において、児童虐待防止対策等の各都道府県の実情に応じた施策及びその実施のために必要な市町村との連携に関する事項や子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進することを記載することとされており、大阪府における取り組みは、次のとおりです。

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握、市町村子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会の取組の強化、子ども家庭センターと市町村等の情報共有の推進、子ども家庭センターの人員体制の強化及び専門性の向上や一時保護所の体制の充実等を図ります。

① 子ども家庭センターの体制強化と専門性の向上

児童虐待防止対策の中心となる子ども家庭センターでは、増加する児童虐待相談対応件数に応じて体制を強化してきました。具体的には、専門職員を増員するとともに、すべての子ども家庭センターに警察官OBを配置するなど、児童の安全確保等に努めています。

また、平成12年度に設置した、弁護士と医師を構成員とする「児童虐待等危機介入援助チーム」との効果的な連携により、性的虐待や外国籍児童など、専門的な分野への対応が求められる児童虐待事案にも適切に対応するとともに、児童虐待通告受理後の組織的な管理及び対応、適切なアセスメント、保護者や子どもへの支援について職員研修を継続するなど、専門性の向上に努めます。加えて、診療機能を有する「こころケア」において、虐待を受けた子どもの回復支援を行います。

虐待を受けた子ども等の保護については、一時保護所の入所状況及び委託一時保護の状況を踏まえ、一時保護所等の受け入れ態勢の充実を図ります。

② 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

児童虐待の通告先として市町村が位置付けられてから、市町村における児童虐待相談対応件数は増え続けています。子どもを虐待から守るためには、市町村、学校・幼稚園、保育所、医療機関、保健所、民生・児童委員、警察等子どもを取り巻く多くの関係機関が、それぞれの専門性を発揮して、緊密に連携を行い、発生予防から早期発見、早期対応まで切れ目のない支援を行うことが必要です。

市町村に対して、「大阪府市町村児童家庭相談援助指針」を活用した「大阪府要保護児童対策調整機関の調整担当者研修兼大阪府市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修」や「大阪府市町村スーパーバイザー研修」を実施するなど、相談対応力強化のための支援を行うとともに、虐待の早期発見・早期対応の中核となる市町村要保護児童対策地域協議会における、学校、医療機関、警察等の連携が図られるよう、引き続き支援・連携に努めていきます。

③ 妊婦や子育て家庭の相談体制の整備

予期しない妊娠・出産等に悩む社会的ハイリスク妊婦に対し、相談や保健・医療・福祉機関等への連絡・サービスの紹介など、的確な情報提供と必要な支援につなぐ「にんしんSOS」相談事業を行います。養育困難な場合など新生児委託が望ましい子どもについては、出産後に里親委託ができるよう、里親制度について市町村や関係機関等への周知に努めます。

また、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする者の早期把握、医療機関と保健機関の連携による継続的なサポート、児童虐待予防のための要養育支援者の孤立の防止及び養育力の向上の支援を目的として、要養育支援者情報提供票による医療機関との連携を行います。

④ 児童虐待による死亡事例等の検証

大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待事例等点検・検証専門部会において、府内で発生した死亡事例等重大事案について外部専門委員による検証を行い、改善に向け取り組んできました。

今後も、必要に応じて事案の検証を行い、児童虐待防止のための取組に活かしていきます。

(2) 社会的養育体制の充実

平成 28 年の児童福祉法の改正により、子どもが権利の主体であることが明確化され、子ども家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実等が求められるとともに、代替養育についても家庭での養育が原則とされました。そのなかで、実親による養育が困難な場合には、特別養子縁組による永続的解決（パーマネンシー保障）や里親による養育を推進することが明確化されました。

こうした法の理念を実現するため、平成 29 年 8 月に「新しい社会的養育ビジョン」が国から示され、国と都道府県がそれぞれの役割分担のもとで大きく施策を動かすための改革工程が示されるとともに、府においては「第二次大阪府社会的養育体制整備計画」を見直し、社会的養育全般の事項を盛り込んだ都道府県推進計画を令和元年度中に策定することとします。

新たに策定する「第三次大阪府社会的養育体制整備計画」においては、「あらゆる子どもが権利の主体として尊重され、社会的養育におけるすべての主体が『子どもの最善の利益』を追求することで、子どもがぬくもりの中で育ち、自立できる社会の実現」を基本的理念にすえ、家庭養育の実現や永続的解決（パーマネンシー保障）、児童養護施設等の改革、児童相談所と一時保護所の改革、市町村の子ども家庭支援体制構築への支援策など、社会的養育全般を広く網羅し、取組みを進めていきます。

① 市町村の子ども家庭支援体制の構築

② 子ども家庭センターの体制強化【再掲】

③ 一時保護機能の拡充

④ 「家庭における養育環境と同様の養育環境」と「できるかぎり良好な家庭的環境」の推進

⑤ 施設退所児童等に対する自立支援の充実

⑥ 子どもの権利擁護の充実

(3) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭及び寡婦の自立を図るため、①就業支援、②子育てをはじめとした生活面への支援、③養育費の確保・面会交流支援、④経済的支援、⑤相談機能の充実、⑥人権尊重の社会づくりの6つを基本目標の柱として総合的に推進します。

① 就業支援

母子家庭の母は、就業経験が少なかったり、結婚、出産等により、就業が中断していたことに加え、事業主側の母子家庭に対する理解不足等により、再就職が難しい場合があります。

国が実施した平成23年度全国母子世帯等調査結果では、母子家庭の場合、約8割の方が就業しているものの、子育て等のため、時間など一定の制限があり、パート、臨時職員といった不安定な雇用が多く、就労による収入が低い水準にとどまっており、子育てをしながら収入面、雇用面でより条件のよい安定した仕事に就き、経済的に自立できるよう支援することが必要です。

一方、父子家庭の父は、子どもの養育、家事等の生活面で多くの困難を抱え、子育てと就業の両立が困難となっている場合があります、生活面など社会的支援と就業の支援が求められています。

こうした中、平成25年3月に母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法が施行され、母子家庭の母や父子家庭の父の安定した就業を確保するための支援に特別の配慮がなされたものとしなければならないことなどが規定されました。

こうした状況を踏まえ、今後、ひとり親家庭等が子育てをしながら、安定した就業につき、自立した生活を送ることができるよう、企業等への働きかけや環境の整備など総合的な取り組みを推進することが重要であり、関係機関、関係事業との連携のもと、効果的な就業あっせん、職業能力向上のための訓練等の実施・促進、就業機会の創出など、重層的かつ効果的な支援の充実を図ります。

ア) 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進

- ・ 就業と子育ての両立を図るため、就業支援や日常生活支援を組み合わせたワンストップによる就業・自立支援センター事業を展開するとともに、大阪マザーズハローワークや地域就労支援事業と連携して、身近な地域での相談体制の整備や雇用の確保、職場への定着など就業による自立に向けた支援の充実を図ります。
- ・ 全国のハローワークが保有する求人情報をオンラインで結び、速やかに情報提供するとともに、就

業支援バンクを設置し、求職者の情報を集約することにより、求人があった時にリアルタイムで仕事の紹介ができるように、就業・自立支援センターの無料職業紹介所としての機能を強化します。

イ) 母子・父子自立支援プログラム策定等事業と生活保護受給者等就労自立促進事業等との連携

- ・ 一般市(福祉事務所を有する市町)等において、児童扶養手当受給者等の自立・就労支援のために、個々のひとり親家庭の親の実情に応じた自立支援プログラムを策定します。また、一般市等における母子・父子自立支援プログラム策定等事業とハローワークが実施する生活保護受給者等就労自立促進事業や福祉事務所設置市町が実施する就労準備支援事業(生活困窮者自立支援制度)など関連事業の連携強化を図り、就労に不安のある方に対する不安や悩みの解決を図るためのカウンセリングや職場体験など就労意欲の醸成をはじめ、職業能力の開発や向上、職場定着に向けたフォローアップ等、きめ細かくて重層的かつ継続的な一貫した就労・自立支援を促進します。

ウ) 母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業等の実施

- ・ ひとり親家庭の親の学び直しの支援を視野に、正規雇用等安定した条件での就業につなげるため、一般市において、母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業や高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施を働きかけます。

② 子育てをはじめとした生活面への支援

少子化や核家族化をはじめ、厳しい経済環境の中で、子育てを取り巻く環境の変化により、子育て家庭が抱える課題も少なくなく、とりわけ、ひとり親家庭の親はひとりで仕事と子育ての両立を図る必要があり、その心理的、経済的負担は大きくなっています。

母子家庭の場合、就業しても低賃金や不安定な雇用条件に直面することが多く、子どもの養育や教育のための収入を増やそうと、複数の職場で就業したり、より条件の良い就業をめざし、職業能力を高める方も多くいます。

また、父子家庭の場合、家計の担い手として就業していた場合が多く、母子家庭に比べて平均収入は高くなっていますが、子どもの養育、家事等生活面で多くの困難を抱える方もおり、それぞれが子育てと就業との両立ができるよう、支援を行っていくことが重要です。

さらに、「子どもの貧困」について、ひとり親家庭では貧困率が高い状況にあり、子どもの健やかな成長を支え、「貧困の連鎖」を防止できるよう、ひとり親家庭の親に対する就労、生活支援の強化が求められています。

こうした視点を踏まえ、母子家庭及び父子家庭が子育てと就業との両立ができ、安心して子どもが成長できるよう、保育、子育てや生活面での支援体制の整備を進めます。

ア) ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施やファミリー・サポート・センター事業の活用

- ・ 日常生活支援事業を担う家庭生活支援員の確保に努めるとともに、ひとり親家庭等の自立や生活の安定に向けた制度利用の促進に努めます。
- ・ 家庭生活支援員として、母子家庭の母等を積極的に活用します。
- ・ ひとり親家庭に対し、ファミリー・サポート・センター事業の活用を推進します。

イ) 生活支援講習会等事業の実施

- 生活支援に関する講習会を実施し、家庭での育児、児童のしつけなど子どもの世話や家事など、ひとり親家庭が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るよう努めます。

ウ) 子どもの学習支援等の推進

- 子どもの健やかな育成環境や学習機会の確保を図るため、居場所づくりを含めた学習支援等を推進します。

③ 養育費の確保・面会交流支援

民法の改正（平成24年4月施行）により、父母が協議離婚をするときに協議で取り決める「子の監護についての必要な事項」の具体例として、面会交流（父又は母と子との面会及びその他の交流）と、養育費（子の監護に要する費用の分担）が示され、これに併せて、離婚届にこれら取り決めの有無を記す（任意）チェック欄が新設されました。

しかしながら、依然として、養育費の取り決め状況は低く、取り決めが行われていても支払われないケースが多く見られます。

別れた配偶者から受け取る養育費は、子どもの健やかな成長にとって重要なものです。

一方、父母が離れて暮らすことになってからも、一緒に暮らしていない親と子どもが会ったり、電話等で定期的、継続的に交流を行う面会交流は、養育費と同様に子どもの成長に大切であり、今後、養育費の取り決めや受給促進とともに、面会交流の実施促進に関する啓発や相談体制の整備に向けた取り組みを進めます。

ア) 法律等相談事業の実施

- 養育費の取り決めやその履行確保、多重債務問題など、法律に関する問題についての弁護士等による専門相談を、就業・自立支援センター事業の一環として実施します。
- 身近な地域における相談体制の整備を図るため、政令市、中核市を除く全市町村を対象として実施してきた出張相談会を、引き続き市町村とも連携し強化を図ります。

イ) 面会交流に向けた支援

- 平成24年の民法改正により規定された「面会交流」は、子どもの成長にとって重要なものであり、これをスムーズ、かつ、継続的に行うことができるよう、適切な助言や情報提供等支援を行う相談体制の整備を進めます。

④ 経済的支援

離婚後の激変期に集中して対応する児童扶養手当制度や、さまざまな資金使途に応じた母子・父子・寡婦福祉資金貸付金などの経済的支援については、ひとり親家庭等の自立に向けた準備期間等において重要なものです。

なお、児童扶養手当は、平成22年8月から父子家庭にも対象が拡大され、また、母子・父子・寡婦福祉資金は、平成26年10月から父子家庭にも対象が拡大されたところであり、支援対象となる方に

対する積極的な制度周知や適正な給付事務等を実施するとともに、関係職員に対する研修の実施等により、窓口における相談や適切な情報提供の推進など、経済面での支援体制の充実を図ります。

⑤ 相談機能の充実

ひとり親家庭等は、子育てをはじめとした日常生活面及び就業面で多くの悩みや不安を抱えており、あるいは、ひとり親家庭であるといった偏見による人権的侵害などさまざまな問題が複合的に発生することも少なくありません。

そのため、離婚前の相談を含め、身近なところにおいて相談を受け、それぞれの家庭の状況に応じた支援策等の情報を提供するとともに、必要に応じて、専門機関等につなぎ、適切な支援に結びつける相談機能の充実が求められます。

身近な相談体制として、福祉事務所を有する市町等に母子・父子自立支援員が配置されているほか、地域における母子父子福祉推進委員や民生委員・児童委員、主任児童委員、コミュニティソーシャルワーカー等が相談等支援活動を行っています。

また、専門機関として、母子・父子福祉センター、福祉事務所や子ども家庭センター、保健所、社会福祉協議会、隣保館などさまざまな社会資源が設置されています。

支援を要する方に必要な助言や情報提供を行い、適切な支援につなげるため、こうした関係機関等の連携の強化を図り、重層的な支援体制の整備に向けた取り組みを推進します。

⑥ 人権尊重の社会づくり

ひとり親家庭等をめぐる課題の中には、離婚等に至る事情や生活実態への理解が不十分なまま、その人権が尊重されないことに起因するものもあり、また、結婚や離婚、未婚などに対する固定的な価値観や先入観により、ひとり親家庭等に対する偏見や差別も見られます。それに加え、国籍の違いや障がい者であることなどにより、不利益な扱いを受けることもあります。

ひとり親家庭等が生活を送る上で、誰もが個人として尊重され、その個性や意欲、能力を活かしながら自己実現を図ることができる社会を築く必要があります。

ひとり親家庭等の自立を支援し、暮らしの安定と向上を図るため、基本目標に掲げる「就業支援」「子育てをはじめとした生活面の支援」「養育費の確保・面会交流支援」「経済的支援」「相談機能の充実」の取り組みを総合的に推進します。

また、ひとり親家庭等が、不当な差別や偏見により人権侵害を受けることのない社会の実現をめざします。

(4) 障がい児施策の充実等

障がい児が身近な地域で療育を受けることができるよう、児童発達支援、放課後等デイサービスを行う事業所の確保に努めるとともに、市町村と連携し、保育所等訪問支援を行う事業所の拡大に努めます。

また、障がい児相談支援、保育所等訪問支援を合わせて行う、地域の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターを設置する市町村を支援します。

さらに、身近な地域で障がいの受容への支援を含め療育指導・相談等が受けられるよう、障がい児及びその保護者に対する相談支援体制を充実します。

障がい児入所施設については、**現在**、国において、入所施設の機能等について検討されており、大阪府としては、この状況を踏まえつつ、その在り方を検討していきます。

発達障がい児に対しては、それぞれのライフステージに応じた一貫した切れ目のない支援が行われるよう、大阪府、市町村、学校、支援機関、医療機関等がそれぞれの役割に応じて連携しつつ、発達障がい児の特性理解に基づく重層的な支援体制を構築することをめざします。

医療的ケアが必要な重症心身障がい児者（※）に対しては、地域生活を支えるために、医療・福祉等関係機関の円滑な連携体制のもと、地域生活の維持・継続のための地域ケアシステムの実践と福祉サービス等の充実強化に取り組みます。

（※）重症心身障がい児者：身体障がい者手帳（１級・２級）及び療育手帳（Ａ）を交付された障がい児者

府立支援学校においては、在籍する幼児・児童・生徒の障がいの重度・重複化や多様化に対応するため、特別支援学校教諭免許状保有率の向上を図るなど専門性の向上に努めます。

また、府立支援学校に地域支援リーディングスタッフを配置し、**訪問**相談や来校相談、研修講師派遣等を行うことにより、府立支援学校が地域におけるセンター的機能を発揮し、地域の幼稚園・小学校・中学校・高等学校の専門性向上に向けた支援を行います。

発達障がいのある幼児・児童・生徒については、個々の特性に応じて指導を行うため、「個別の教育支援計画」等の作成と活用促進を図るとともに、関係部局が連携し、教員等の専門性の向上や地域で相談を行う支援機関の整備に取り組むなど、発達段階に応じた一貫した支援を行います。

7. 都道府県計画における広域行政として大阪府が取り組むこと

（１）特定教育・保育施設の利用定員設定に関する調整

幼稚園や認定こども園では、通園バスを利用するなどにより、市町村を超える利用がみられます。このような広域利用がある場合の各施設の定員の設定や変更について、当該市町村は大阪府と協議することが必要となりますが、大阪府における調整は、施設が所在する市町村が利用する子どもがいる他市町村と調整してとりまとめた上で、大阪府と協議することを基本とします。

（２）施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施のため、市町村と特定子ども・子育て支援施設等の情報共有を行うとともに、指導監査等を相互に連携し効率的・効果的に実施します。また、市町村間の意見交換の機会を設けたり、制度等のきめ細やかな情報提供を行うことにより、支給事務の円滑な実施を図ります。

(3) 教育・保育施設の情報の公表

子ども・子育て支援法において、都道府県は、幼稚園、保育所、認定こども園等といった教育・保育施設の運営状況に関する情報を公表しなければならないとされています。大阪府における公表方法については、大阪府ホームページを活用して、国が構築するシステムから提供される情報を公表することを基本とします。

(4) 職業生活と家庭生活との両立のために必要な雇用環境の整備

基本的な指針において、仕事と生活の調和について、各都道府県の実情に応じた施策を盛り込むこととされており、大阪府における取り組みは、次のとおりです。

① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

事業主、人事労務担当者、管理職、労働者に対し、育児・介護休業制度等の周知と利用促進、長時間労働の見直しと労働時間短縮に向けた啓発を行うとともに、仕事と子育ての両立が図れるよう配慮した事業所の先進的な取組の紹介やセミナーの実施を通じて、働き続けやすい職場環境づくりを促進します。

また、産学官の連携を図ることにより、ワーク・ライフ・バランスの必要性を周知するとともに、男女ともに、働き続けやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業・団体を応援するための事業者登録・認証・表彰制度を活用し、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発に努めます。

さらに、男性を対象とする講座の開催など、固定的な性別役割分担意識にとらわれない、男性が家庭や地域社会への積極的に参加することを促すような、効果的な啓発に取り組みます。

② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

認定こども園や保育所の充実については、第3章「2. 教育・保育の量の見込み及びその提供体制の確保」で示した市町村子ども・子育て支援事業計画における数値集計を市町村が確保できるよう、また、認定こども園については、「3. 教育・保育の一体的提供及びその推進体制」で示した認定こども園の目標設置数が達成できるよう、国制度を活用し、市町村を支援することで基盤整備を図ります。